

埼玉県における段階的緩和措置等の終了に伴う 施設利用及び事業・イベントに係る対応方針

令和3年10月22日
草加市新型コロナウイルス対策本部

埼玉県における段階的緩和措置等の終了に伴う本市の市内公共施設の利用及び事業・イベントについては、県方針を踏まえ、次のとおりといたします。

1. 対象期間

- ・令和3年10月25日(月)～

※ただし、事業、イベント等の実施における利用制限は10月30日(土)まで

2. 対象施設及び事業・イベント

- ・市内公共施設及び学校開放施設
- ・市（委託業者を含む）が実施する事業やイベント

3. 対応内容

- ・市内公共施設及び学校開放施設の利用時間を通常運用時間に戻します。
なお、高年者福祉施設入浴サービスについては、準備が整い次第再開予定です。
- ・事業、イベントの開催時間については、午後9時までとし、酒類の提供を自粛するものとします。なお、民間主催の事業・イベントについても同様の扱いとします。（対象施設：文化会館ホール・アコスホール・中央公民館ホール・勤労福祉会館ホール）

※市内公共施設の利用及び事業、イベント実施につきましては、「草加市公共施設利用に関する新型コロナウイルス感染症拡大防止ガイドライン（令和3年4月21日改定）」に基づき、感染症対策を十分に徹底した上で行うものとします。
※事業、イベント等の実施における利用制限が10月30日(土)で解除された場合は、国や県の方針に併せて、制限を自動的に解除するものとします。